

令和6年第11回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日(月)13時30分から14時27分

2. 開催場所 安芸市役所2階会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	4番	西岡秀輝
	5番	川島一義
	6番	栗山浩和
	8番	有澤節子
	9番	福本隆憲
	10番	公文啓子
	11番	千光士伊勢男
	12番	小松昭則
	14番	小松昌平

4. 欠席農業委員(2人)

7番	野村勉
13番	小松豊喜

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

安芸町	渡辺禎宏
伊尾木	黒岩榮之
川北	中平秀一
土居	入交大輔
畑山	小松光正

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定
について

議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農地利用集計画
(一括方式)決定について

議案第 7 号 非農地証明願について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	小松 亜矢
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 みなさん、こんにちは。
これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。
定数 14 人、欠席 2 人、出席数 12 人であります。
欠席委員の 7 番の野村勉委員及び 13 番の小松豊喜委員からは、所用のため欠席しております。
次に、事務の概要報告をいたします。
11 月 7 日 8 日に、中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会が鳥取県米子市で開催され、樋口なぎさ委員、公文啓子委員が参加されております。
11 月 14 日に、高知県農業会議臨時総会及び下期農業委員会会長・事務局長会議が高知市で開催され、内川会長と私、三宮が出席しました。
11 月 16 日は、あき・あい・あい収穫祭が JA 本所で開催され、大久保委員、小松昌平委員、小松幸宏委員、事務局から小松次長及び弘井係長が新規就農相談、農地相談及び農業者年金相談等の対応をしました。

また、明日 26 日は、高知市で開催予定の第 104 回常設審議委員会に内川会長が出席予定となっております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に 福本隆憲委員及び公文啓子委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届け出について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は 1 ページをお開きください。

報告第 1 号農地法第 3 条の 3 届出についてです。

今回は、3 件の届出が出ています。

届出番号 1 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北ほかの 15 筆で、面積は合計 5,283 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 2 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内の 1 筆で、面積は 23 m²です。時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありません。

次に、届出番号 3 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の 5 筆で、面積は合計 1,492 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第 1 号について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は3ページです。今回は1件の申請がありました。

事務局 申請番号1番です。
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内の1筆で、面積は385㎡です。
売買による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しています。所在地につきましては、4ページに地図がございます。穴内公民館の西方向にある農地です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。
まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻やナス、ピーマンなどを栽培し、農業を営んでいます。今回の申請地では野菜の栽培を予定しており、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。
次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。
次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。
次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間200日が3名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。
次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。
次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、11月7日に小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、小松昭則委員、お願いします。

小松委員 先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別に(ほかに)ないので、採決いたします。

議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

議長 よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とします。事務局が説明をいたします。

事務局 議案第3号、5条許可申請について説明いたします。今回は1件の申請が提出されています。議案書は5ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は335㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は6ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は、井ノ口高台寺地区、小松久利肥料店の西にある農地です。現地確認は11月8日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員にさせていただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は、現在、実家に住んでいますが、子どもが生まれ手狭になってきたため、戸建て住宅を建築したいと考えました。仕事と家事育児の両立を図るため、譲受人両親の助けを借りたいと思い、実家近く

で津波の浸水が予想されておらず、子どもたちの通園通学にも便利な場所で宅地を探しましたが、適当な土地が見つからなかったため、当該申請地を選定したもので、他に適した用地がないことから当該申請地を申請することはやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資見込証明を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断しました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで同意のある農地、南側及び西側は市道を挟んで宅地、東側は同意のある農地です。生活雑排水は浄化槽で処理後、譲受人の父が所有する申請地東側農地を経由し南側市道側溝に排水します。雨水は、砂利及び芝生部分は自然浸透、及び建物への雨水は生活雑排水同様、申請地東側農地を経由し南側市道側溝へ排水する計画です。道路占用工事につきましては、安芸市建設課と協議済みであることを確認しています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域ですが農用地区域外となっています。総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は妥当であると判断いたします。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を大久保暢夫委員お願いします。

大久保委員 11月8日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

ほかに意見はないようですので、採決いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第3号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は7ページになります。今回は1件の届け出がありました。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の2筆です。地目は田で、面積は2,475 m²です。令和5年から15年間の賃借権が設定されていましたが、借主の変更に伴い、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤促進法 農用地利用集積計画決定についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について説明いたします。今回は15件の申請がありました。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は8ページからとなります。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の1筆で、地目は田で、面積は1,244 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、200万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。JA 安芸集出

荷場の東方向にある農地です。

申請番号 2 番です。

譲渡人、譲受法人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の 1 筆で、地目は田で、面積は 440 m²です。

野菜を栽培する予定をしており、贈与により、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17 ページに地図がございます。県道安芸物部線から西側、春日橋の北西方向にある農地です。

申請番号 3 番です。

こちらにつきましては、別紙 A3 調査書を作成するにあたって、疑義が発覚し、問題解決してから改めて申請することとなり、取下げとなりました。

今回は審議を行いません。申し訳ございません。

つづきまして、10 ページになります。申請番号 4 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の 1 筆で、地目は田、面積は 728 m²です。水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年で、無償で使用貸借による再設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17 ページに地図がございます。県道安芸物部線の西方向にある農地です。経営基盤④と書いてあるところです。

次に 申請番号 5 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の 2 筆で、地目は田、面積は合計 3,501 m²です。水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 1 年で、米 1 俵代/10a で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18 ページに地図がございます。防災センターの北東方向にある農地です。

次に 申請番号 6 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の 2 筆で、地目は田、面積は合計 1,421 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年で、賃借料米 7 俵代/10a で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19 ページに地図がございます。レストラン矢流跡地の北東方向にある農地です。

次に、申請番号 7 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の 1 筆で、地

目は田、面積は 624 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年で、米7俵代/10aで再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20 ページに地図がございます。東赤野集会所の北方向にある農地です。経営基盤⑦と記載してある農地です。

次に、申請番号8番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の1筆で、地目は田、面積は 571 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年で、賃借料4万円で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20 ページに地図がございます。東赤野集会所の北方向にある農地です。

次に、申請番号9番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり穴内の1筆で、地目は田、面積は 671 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年で、米6俵代/10aで新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21 ページに地図がございます。穴内公民館の西方向にある農地です。

次に、議案書は13 ページ、申請番号10番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の3筆で、地目は田、面積は合計4,293 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は20年で、使用貸借で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページに地図がございます。市役所の西方向にある農地です。

次に、申請番号11番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり伊尾木の3筆で、地目は田、面積は342.52 m²です。果物を栽培する予定をしており、貸借期間は10年で、使用貸借権で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、23 ページに地図がございます。県道大久保伊尾木線と国道との交差点から約100mほど西方向にある農地です。

次に、申請番号12番です。議案書14 ページです。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり下山の1筆で、地目は田、面積は398 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年

で、賃借料 3 万円で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、24 ページに地図がございます。下山公民館の北西方向にある農地です。経営基盤⑫と記載している農地です。

次に、申請番号 13 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり下山の 1 筆で、地目は田、面積は 916 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 10 年で、米 6 俵代/10a で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、24 ページに地図がございます。下山公民館の北西方向で、経営基盤⑬と記載している農地です。

次に、申請番号 14 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり下山の 2 筆で、地目は田、面積は 2,088 m²です。文旦を栽培する予定をしており、貸借期間は 10 年で、米 6 俵代で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、24 ページに地図がございます。下山公民館の国道を挟んで反対側にある農地です。

事務局 ここで、いったん、申請番号①～⑭までを審議していただき、申請番号⑮につきましては、議長交代の後、説明及び審議をしていただきたいと思います。

 なお、経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、それぞれ、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

 また、現地確認につきましては、申請番号①②④⑤は、11 月 11 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に行っていただきました。

 申請番号⑥⑦⑧は、11 月 7 日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に、行っていただきました。

 申請番号⑨は、11 月 7 日に小松昭則委員、長野榮徳委員に、申請番号⑩は、11 月 8 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に、

 そして、申請番号⑪～⑭は、11 月 11 日に内川会長、黒岩榮之委員に行っていただきました。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①②④⑤を入交大輔委員、

 申請番号⑥⑦⑧を栗山浩和委員、申請番号⑨を小松昭則委員、

 申請番号⑩を西岡大作委員、申請番号⑪から⑭を黒岩榮之委員 お願いします。

入交委員 11月12日に現地確認してきました。説明のとおりです。

栗山委員 11月8日に現地確認に行っていました。説明のとおりです。

小松昭則委員 先ほどの説明のとおりです。

小松昌平委員 11月8日に現地確認してきました。説明のとおりです。

黒岩委員 現地確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

ほかになれば、採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定 申請番号①から⑭
について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

議案第5号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定 申請番号①から⑭
については、原案どおり決定いたしました。

議長 それではここで、申請番号⑮の関係者になるため、議長を交代いたします。

議長代理 続いて、申請番号15番です。事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号15番です。議案書は15ページです。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり下山の1筆で、地目は田、面積は1,194㎡です。水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年で、米1俵代で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、24ページに地図がございます。下山公民館の東方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、11月11日に内川昭二会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。説明は以上です。

議長代理 現地確認委員の報告を黒岩榮之委員お願いします。
黒岩委員 現地確認してきました。ただいまの説明のとおりです。

議長代理 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

ほかにないようですので、採決いたします。

議案第 5 号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定 申請番号⑮について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長代理 全員賛成です。
議案第 5 号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定 申請番号⑮については、原案どおり決定いたしました。

議長代理 それでは、審議が終わりましたので、議長を交代いたします。

議長 続きまして、議案第 6 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括方式)決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第 6 号農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括方式)決定について説明いたします。議案書は 25 ページです。申請は 3 件でした。

農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

事務局 申請番号 1 番です。
貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の 2 筆で地目は田で、面積は合計 2,475 m²です。先ほどの報告第 4 号で解約通知のあった借主の変更によるもので、貸主の変更はありません。
作物は、借受人がナスを栽培する予定をしております、賃借期間は 13 年間で、賃借料は 173,250 円の条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、27 ページに地図がございます。岩崎弥太郎生家の南方向にある農地です。
経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

ここで、議案書に訂正がございます。現地確認に行っていましたのは、議案書には西岡秀輝委員、中平秀一委員と記載しておりますが、正しくは、11月8日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。申し訳ございませんでした。

事務局 申請番号2番です。
貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の1筆で地目は田で、面積は合計3,393㎡です。
作物は、借受人が果樹(マンゴー)を栽培する予定をしております、賃借期間は15年間で、賃借料は186,615円の条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、28ページに地図がございます。JA東支所の西方向にある農地です。
経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、11月8日に、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

事務局 それでは、ここで、申請番号①②を先に審議していただきます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①を小松昌平委員、申請番号②を中平秀一委員、お願いします。

小松昌平委員 11月8日に現地確認してきました。説明のとおりです。

中平委員 11月8日に現地確認に行ってきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

小松昌平委員 中間管理機構の借り手が変わる時、間が空いた時の賃借料はどうか、ゆうろうか？空いちよっても、機構は支払いをするろうか？

事務局 確認してないですけど、そこは、貸主と中間管理機構との契約になるので、おそらくそうかと思います。

事務局長 期間が変わる事によって、金額を変更するということはないと思います。

事務局 なお、確認しておきます。

議長 ほかになければ、採決いたします。
議案第 6 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画（一括方式）決定申請番号①②について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 6 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画（一括方式）申請番号①②決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 ここで、申請番号 3 番の関係人に退席していただきます。

議長 申請番号③について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番です。議案書は 26 ページです。
貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の 1 筆で地目は田で、面積は合計 1,193 ㎡です。
作物は、借受人が水稻を栽培する予定をしております、賃借期間は 3 年間で、賃借料無償の使用貸借を新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、29 ページに地図がございます。溝ノ辺公園の東方向にある農地です。
経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（一括方式）の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、11 月 11 日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。
説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

入交委員 11 月 11 日に現地確認してきました。さきほどの説明のとおりです
議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

別に(ほかに)なければ、採決いたします。

議案第6号、農地中間管理事業法第19条の2の 農用地利用集積計画(一括方式)決定(申請番号③)について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

よって、議案第6号、農地中間管理事業法第19条の2の 農用地利用集積計画(一括方式)申請番号③決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第7号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第7号非農地証明願について、説明いたします。議案書は30ページです。今回は4件の申請が出ております。

それでは、申請番号1番です。申請人、申請地は、議案書に記載のとおり、登記簿地目は畑、面積は81㎡となっております。所在地の地図は31ページに掲載しております。染井町にある国土交通省土佐国道事務所(染井保育所あと)の南にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地は、昭和61年に購入、自己住宅を建築(現在は撤去済)し、現在に至っています。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、11月8日に川島一義委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は42㎡となっております。所在地の地図は32ページに掲載しております。井ノ口横立集会所の南方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地は、昭和50年頃、現所有者の父が自己住宅を建築し、その一部として利用し、現在に至っています。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、11月8日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番、申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は672㎡となっております。

所在地の地図は 33 ページに掲載しております。井ノ口山田橋の東詰めを北に入ったところにある土地となっております。現地の写真をお配りいたしますのでご確認ください。現地は昭和 60 年頃、自己住宅を建築、その後昭和 62 年頃倉庫を建築し、現在に至っています。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、11 月 8 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号 4 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は 10 ㎡となっております。所在地の地図は、34 ページに掲載しております。赤野西ノ岡集落から東にいったところにある土地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地は昭和 51 年頃、現所有者の父が墓地を建立し、現在まで利用しています。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、11 月 8 日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認の報告を
申請番号①を川島一義委員に、
申請番号②③を小松昌平委員、
申請番号④を栗山浩和委員、お願いします。

川島委員 11 月 8 日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

小松昌平委員 11 月 8 日に確認してきました。説明のとおりです。

栗山委員 現地確認しました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

ほかになれば、採決いたします。

議案第 7 号 非農地証明願を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 7 号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 この度、農業委員並びに農地利用最適化推進委員のうち、永年勤続の10年となる委員4名様に表彰状が授与されておりますので、会長よりお渡しいただきます。順にお名前をお呼びしますので、前方へお願いします。

西岡秀輝委員

栗山浩和委員

渡辺禎宏委員 前方まで移動をお願いします。

議長 表彰状 西岡秀輝様 あなたは多年にわたり農業委員会の委員として農業行政と地域農業の振興に尽力されました。その功績は誠に大きいものがあります。ここに表彰状を送りその栄誉を讃えます。

令和6年11月4日 一般社団法人高知県農業会議会長 大野哲

表彰状 栗山浩和様 以下同文であります。おめでとうございます。

表彰状 渡辺禎宏様 以下同文であります。おめでとうございます。

事務局 おめでとうございます。

それでは、あと2点ございます。

お手元に配布しておりますが、12月11日に農業者年金オンラインセミナーが開催されます。会議室で視聴できるように準備しますので、希望する方は事務局までお声かけください。

次に、お手元に黄色のチラシを配っております。地域計画策定にかかる2回目の集落座談会を各地区で今週から順次開催予定で、農業委員のみなさんにも個別の案内が順次届くと思いますので、ご協力の方、よろしくお願いします。

最後に、12月の定例会は予定どおり25日(水)です。ご出席いただきますよう、よろしくお願いします。

それでは、このあと、15分程度の休憩時間をはさんで、14時40分から、高知県農業会議の田中チーフを講師として、農業者年金の勉強会を開催します。引き続き、ご参加のほうよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 12 月 25 日

安芸市農業委員会
会 長

旧川 昭二

会議録署名委員

福本 隆憲

会議録署名委員

公文 啓子